

あんくるバス車内広告付き行政情報電子案内板設置事業者募集要項（案）

1 趣旨

あんくるバス車内における効率的・効果的な行政情報等の情報発信により、市民のみならず、公共交通利用者の利便性向上のため、あんくるバス車内に広告付き行政情報電子案内板（以下、広告付モニターと称す）を無償で設置・管理する事業者を1者募集します。

なお、応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

2 設置の概要等

（1）施設名称等

あんくるバス（全11路線）

（2）バス運行業務委託事業者（以下、バス事業者と称す）

- ・名鉄バス株式会社：循環線右回り・左まわり、西部線、作野線
- ・東伸運輸株式会社：安祥線、東部線、北部線
- ・大興タクシー株式会社：桜井線、南部線、高棚線、桜井西線

（2）バス規格

- ・循環線右まわり、左まわり（全2路線）：中型ノンステップバス
- ・上記以外（全11路線）：小型ノンステップバス

（日野自動車 HX9JLBE ポンチョ ロング都市型）

（3）バス運休日

- ・年末・年始（12月30日～翌年1月3日 5日間）
- ・その他、悪天候等による運休

3 事業内容等

（1）事業内容

事業内容は、あんくるバス車内に広告付モニターを無償で設置・管理する事業者を1者募集します。広告付モニターには、市政情報とあわせて民間企業等の広告主を募集し、広告を動画等で掲載することができます。なお、法定点検等により、あんくるバスの運行を代車に

て実施する場合がありますが、代車への広告付モニター設置は不要とします。（代車への広告付モニター設置を妨げるものではありません。）

（２）設置物、設置場所及び設置台数

・ 広告付モニター

広告付モニターの設置位置は、安城市総合交通会議（以下、発注者と称す）およびバス事業者と、事業者との協議の上、設置台数、設置箇所の詳細を決定する。

※広告付モニターの設置に際し、バスの運行に支障がないような配置に留意すると共に、発注者およびバス事業者と協議を行い、その指示に従って設置を行うこと。

（３）設置期間

令和５年１０月１日から令和１０年９月３０日まで

※なお、設置期間中において、バス事業者の再選定等によりバス事業者が変更されたとしても本業務は上記設置期間中継続するものとする。

４ 掲載広告

「安城市広告掲載等実施要綱」を遵守し、事業者が募集及び作成することとします。なお、広告に関する一切の責任は事業者が負担するものとします。

また、広告を募集する際は、安城市内で事業を実施している事業者を優先して募集してください。

５ 申込資格

（１）事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、地方自治体が主体となって運営するバス車内における広告付モニターの設置業務等について、実績のある法人であること。

（２）安城市条件付き一般競争入札実施要綱に規定する市内、準市内又は県内の業者であること。

（３）次の税金が未納でないこと。

ア 国税（法人税、消費税及び地方消費税）

イ 愛知県税（法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）及び自動車税）

ウ 安城市税

（４）次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業又はこれに類する業種
- イ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する業種又はこれに類する業種
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている事業者
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。）又は暴力団の構成員が関与している事業者
- オ その他市長が適当でないと認める業種又は事業者

6 仕様等について

（1）仕様

ア モニター全般について

（ア）モニターの大きさ等

- a 映像画面 21 インチ程度のもの。
- b 薄型で場所をとらず、バスの運行に支障がないもの。
- c 電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生が可能であるもの。
- d バス運行中でも、運行を妨げることなく表示データの更新等が可能であること。
- e バスの運行を妨げないようにシステム音等を含め消音とすること。
- f その他の仕様については、発注者と協議し決定すること。

イ 広告付モニターについて

- （ア）表示する行政情報及び広告の放映時間は、バス運行時間内とする。
- （イ）放映枠の中で、行政情報の他に広告についても放映できるものとし、行政情報と広告を適宜差し替えて放映すること。
- （ウ）1 枠 15 秒程度で、5 分から 10 分程度で 1 サイクルとすることを基本とする。
- （エ）著しく点滅するなど、光過敏性発作を惹起するおそれのある映像は放映しないこと。
- （オ）行政情報について
 - a 本市が提供する原稿により、事業者がテキストベースの画面を制作すること。
 - b 本市がデータにより提供した素材やスライド等にも編集対応できること。

- c 安城市からの行政情報の依頼については簡易な手法（連絡票等）により受付すること。（詳細については協議の上決定すること。）

（２）設置する表示機及び広告モニターの管理

- ア 据付け部を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。確認頻度及び確認方法は発注者及びバス事業者と協議し決定するものとする。
- イ 設置する表示機、広告モニターの形状並びに本体色等について発注者と事前に協議すること。
- ウ 設置する広告モニターに表示する広告等の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- エ その他、運用の詳細については、発注者及びバス事業者と協議の上決定すること。

（３）費用の負担について

- ア 設置する表示機及び広告モニターの設置・更新・撤去等にかかる費用を負担すること。
- イ バス事業者の変更及びバス車両更新等によるモニターの撤去・再設置や契約満了に伴う撤去・原状回復に要する工事費用を負担すること。
- ウ 設置する広告付モニターの保守及び消耗品費等維持管理費用（電気費用、通信費用、表示する内容等（コンテンツ）作成更新費用、外部コンテンツの使用料、修繕費含む）を全額負担すること。
- エ 電気配線工事が必要になる場合は、設置に係る費用は受注者負担とし、工事実施前にバス事業者の了解を得るとともに発注者に報告すること。

（４）使用上の制限

- ア 当該事業に係る設備を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供することはできないものとする。
- イ 広告主及び掲載する広告の内容については、「安城市広告掲載実施要綱」に適合するものとし、あらかじめ発注者の承認を受けること。

（５）維持管理等

- ア 電照時間は、あんくるバス運行時間中を基本とするが、詳細な時間はバス事業と協議し決定するものとする。
- イ 破損・汚損等についてのメンテナンスをその都度行うこと。

ウ　トラブルや消耗品補充等、問い合わせやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず24時間対応が可能であること。

7 広告掲出料等の支払方法

(1) 広告掲出料については下記日程で支払うこと。なお、第2～5期の支払額は、価格提案書の提案金額に消費税相当額を加えた金額を支払うものとし、第1期及び第6期は、提案金額の半額に消費税相当額を加えた金額を支払うものとする。

第1期（令和5年10月1日～令和6年3月31日）分

→令和6年4月26日（金）

第2期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）分

→令和7年4月25日（金）

第3期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）分

→令和8年4月24日（金）

第4期（令和8年4月1日～令和9年3月31日）分

→令和9年4月23日（金）

第5期（令和9年4月1日～令和10年3月31日）分

→令和10年4月26日（金）

第6期（令和10年4月1日～令和10年9月30日）分

→令和10年10月27日（金）

(2) 電気料金については、バス事業者と協議の上、金額等を決定するものとする。

8 申し込み方法

(1) 申込受付期間

ア 持参する場合

令和5年3月17日（金）から同月30日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 郵送する場合

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により令和5年3月30日（木）必着分まで

(2) 申込の手続き

上記（１）ア又はイの期間中に下記（４）提出書類を提出すること。

（３）提出先

安城市総合交通会議事務局（安城市役所都市計画課 安城市役所北庁舎４階）

（４）提出書類

ア あんくるバス車内広告付き行政情報電子案内板表示機設置事業参加申込書

イ 価格提案書（提案金額は、発注者に支払う広告掲出料を１年当たりの総額（税抜き）で表示。）

ウ 商業登記の現在事項全部証明書の写し（発行後３ヶ月以内のもの。）

エ 国税、地方税及び市税それぞれの未納の税額がないことの証明書の写し（納税証明書その他、発行後３ヶ月以内のもの）

オ あんくるバス車内広告付き行政情報電子案内板表示機設置事業詳細（設置イメージ図、機種、仕様等内容が把握できるもの。）

（５）応募資格の確認について

提出した書類を発注者が審査し、設置条件等がこの要項に定める項目を満たし、利用上支障がないことを審査する。参加要件を満たさないと判断した場合、正当な理由なくして指定する期日までに契約の手続きを申請しなかった場合又は虚偽の記載があったことが判明した場合は応募資格不備と判断し、その旨について後日通知する。

９ 事業者の選定結果について

（１）契約の相手方を決定するにあたっては、提案額（広告掲出料）が最も高かった者とします。

ただし、その者が辞退した場合は、次点の者とします。

（２）提案額（広告提出料）が最も高かった事業者が複数の場合は、公開抽選により事業者を決定します。抽選日については、令和５年３月３１日（金）とし、安城市役所都市計画課カウンターにて実施します。

（２）設置事業者の選定結果につきましては、令和５年４月７日（金）までに応募事業者宛てに通知します。

（３）提出された申請書類等については、選定結果にかかわらず一切返還しませんのでご了承ください。

（４）決定された事業者は、発注者と当該事業に係る協定を取り交わすものとします。

（５）本実施要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、安城市契約規則等の関係法令に

定めるところによって処理します。

(6) 契約保証金は免除します。

【お問合せ先】安城市総合交通会議事務局

(安城市役所都市計画課)

〒446-8501 安城市桜町18番23号 安城市役所北庁舎4階

電話：(0566) 71-2243 <直通>

令和 年 月 日

あんくるバス車内広告付き行政情報電子案内板表示機設置事業参加申込書

安城市総合交通会議 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

あんくるバス車内広告付き行政情報電子案内板表示機設置事業について、参加を申し込みます。

記

- 1 業務名：あんくるバス車内広告付き行政情報電子案内板表示機設置事業
- 2 安城市入札参加資格者名簿への登録の有無： 有・無
- 3 広告付きモニター等の実績（内容が把握できるものであれば、別の資料提出でも可）

自治体名	媒体名	媒体の数量	取扱広告数

- 4 あんくるバス車内広告付き行政情報電子案内板表示機設置事業詳細（設置イメージ図、仕様等内容が把握できるものであれば、別の資料提出でも可）

5 連絡先

住所			
事業所名			
担当者名			
TEL		FAX	
E-MAIL			

受付

令和 年 月 日

『あんくるバス車内広告付き行政情報電子案内板設置事業』

価 格 提 案 書

安城市総合交通会議 様

提案金額（年額・税抜き）

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
¥								

なお、提案金額の修正は無効とする。

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印